

第4章

障害者に係る 施策の展開

障害者に係る施策の体系

目標 1 自立を支える基盤づくり

- 1 相談支援体制の充実……………32
 - ①身体障害者、知的障害者の援護の実施
 - ②身体・知的相談員の設置
 - ③精神保健福祉相談（一般相談）
 - ④精神保健福祉手帳の申請受理
 - ⑤高次脳機能障害者の相談支援の充実
 - ⑥難病患者の相談支援の充実
- 2 関係機関のネットワーク構築……………34
 - ①個別支援会議の開催
 - ②精神保健福祉関係者連絡会の開催
 - ③事業所連絡会の開催
 - ④共同作業所連絡会への支援
- 3 権利擁護の推進……………35
 - ①地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の推進★
 - ②成年後見制度の利用支援★
 - ③障害者虐待防止対策の実施

目標 2 自立を支えるサービスの充実

- 1 介護給付費・訓練等給付費の利用支援……………36
 - ①障害者自立支援法の制度の周知と利用支援
 - ②審査会の設置と認定調査の実施
 - ③障害福祉サービスへの苦情対応、事業者への指導
 - ④福祉サービス第三者評価受審の支援★
- 2 介護給付費（訪問系サービス）の支給……………37
 - ①居宅介護
 - ②重度訪問介護
 - ③同行援護
 - ④行動援護
 - ⑤重度障害者等包括支援
- 3 介護給付費・訓練等給付費（日中活動系サービス）の支給……………38
 - ①生活介護

- ②自立訓練
- ③就労移行支援
- ④就労継続支援
- ⑤療養介護
- ⑥短期入所

4 介護給付費・訓練等給付費（居住系サービス）の支給……………40

- ①共同生活援助（グループホーム）
- ②共同生活介護（ケアホーム）
- ③施設入所支援

5 相談支援給付費の支給……………41

- ①計画相談支援
- ②地域移行支援
- ③地域定着支援

6 地域生活支援事業の実施……………42

- ①相談支援事業の実施
- ②地域自立支援協議会の設置・運営
- ③市町村相談支援機能強化事業
- ④住宅入居等支援事業
- ⑤成年後見制度利用支援事業（市長申立て）
- ⑥コミュニケーション支援事業
- ⑦日常生活用具給付等事業
- ⑧移動支援事業
- ⑨地域活動支援センター事業
- ⑩訪問入浴サービス事業
- ⑪更生訓練費給付事業
- ⑫就職支度金給付事業
- ⑬日中一時支援事業
- ⑭自動車運転免許取得費の助成事業
- ⑮自動車改造費の助成事業
- ⑯住宅設備改善費の給付

7 児童福祉法に基づく給付費の支給……………46

- ①児童発達支援
- ②医療型児童発達支援
- ③放課後等デイサービス
- ④障害児相談支援

8 在宅障害者支援事業の実施.....47

- ①重度脳性麻痺者介護事業
- ②福祉タクシー事業
- ③ガソリン費助成事業
- ④電話料助成事業
- ⑤寝具乾燥等事業
- ⑥家具転倒防止器具取付事業
- ⑦おむつ支給事業
- ⑧緊急通報システム事業
- ⑨火災安全システム事業
- ⑩食事サービス事業
- ⑪福祉車両貸出事業
- ⑫のぞみ集会所運営事業
- ⑬身体障害者補助犬の貸与事業
- ⑭都営交通無料乗車券の発行
- ⑮地域デイグループ事業運営費等補助

9 医療費助成・補装具費の給付・在宅医療サービスの実施.....50

- ①自立支援医療（更生医療）給付費の給付
- ②自立支援医療（育成医療）の申請受理
- ③自立支援医療（精神通院）の申請受理
- ④心身障害者（児）医療費助成
- ⑤難病等医療費助成の申請受理
- ⑥小児精神障害者入院医療費助成の申請受理
- ⑦補装具費の給付
- ⑧障害者の歯科診療の実施

10 手当等の支給.....52

- ①心身障害児福祉手当
- ②心身障害者福祉手当
- ③難病患者福祉手当
- ④原爆被爆者見舞金

目標3 ライフステージに対応した支援の充実

1 保育・療育・教育の充実.....54

- ①障害のある児童の保育
- ②障害のある児童の療育事業
- ③障害のある児童の学童保育
- ④就学相談の充実

- ⑤特別支援教育の推進
- ⑥都立特別支援学校との連携強化
- ⑦発達障害の早期発見と支援
- ⑧障害のある子どもの支援体制の構築

2 就労の支援……………57

- ①障害者就労支援事業の充実
- ②市役所内実習、職場体験実習
- ③就労支援機関等との連携強化

3 生涯学習と社会参加の支援……………58

- ①学習機会の保障
- ②障害者青年教室の開催
- ③障害者向け図書館サービス
- ④スポーツ・レクリエーション活動の充実

目標4 共に生きる地域づくり

1 障害者理解の推進……………59

- ①障害者週間の周知及び取組み
- ②障害者理解のための啓発活動
- ③精神保健福祉普及運動の周知
- ④精神保健講演会の実施
- ⑤地域交流事業の充実★

2 障害特性に配慮したバリアフリー化の推進……………60

- ①視覚障害者への情報提供の充実
- ②市主催事業等への手話通訳者の設置
- ③選挙等における配慮

3 安全・安心なまちづくり……………62

- ①公共建築物および公園・道路などの公共施設の整備★
- ②都営住宅建替え整備に関する要請
- ③移送サービスの整備★
- ④消費者被害などの防止の推進★
- ⑤防災対策の推進★

※★印のある項目は、第四次東大和市地域福祉計画に掲載している項目で障害者施策に関連する項目の再掲です。

第4章 障害者に係る施策の展開

目標1 自立を支える基盤づくり

障害のある人が地域で自立した生活を送るために必要なサービスが適切に受けられるよう、その基盤となる相談支援体制の整備、関係機関のネットワーク構築を図るとともに、権利擁護のための施策を推進します。

1 相談支援体制の充実

身体障害者、知的障害者、精神障害者への相談支援体制を充実させるとともに、高次脳機能障害者や難病患者等への相談体制の整備、必要な施策の検討を進めます。

《主な取り組み》

整理番号 項目	内 容	22年度実施状況	26年度目標	担当課
1-1 身体障害者、知的障害者の援護の実施 【継続】	身体障害者手帳、愛の手帳（東京都療育手帳）を交付された方や家族の相談に応じ、障害のある方個々の心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況等を踏まえ、適切なサービスが利用できるよう支援します。	身体障害者の相談支援 1,666件 知的障害者の相談支援 251件	継続	障害福祉課
1-2 身体・知的相談員の設置 【継続】	身体障害者の更生援護の相談に応じ、地域活動を推進する身体障害者相談員及び知的障害者の更生援護の相談に応じ、知的障害者援護思想の普及を行う知的障害者相談員を設置し、身体障害者及び知的障害者の福祉の推進を図ります。	身体障害者相談員 4人 知的障害者相談員 3人 相談件数 178件	継続	障害福祉課
1-3 精神保健福祉相談（一般相談） 【修正】	通院している在宅精神障害者及びその家族を対象に生活相談、医療相談、福祉相談、社会復帰施設の利用や助言、あっせんの相談を行います。 なお、未治療・治療中断等の医療に関する相談や、酒害・薬物問題、児童・思春期等の問題、対応困難事例への対応と、専門相談については、多摩立川保健所と連携を図ります。	一般相談 実人数 933人 延人数 2,287人	継続	障害福祉課
1-4 精神保健福祉手帳の申請受理 【修正】	精神障害のため長期にわたり日常生活、社会生活に制限がある方が交付される手帳の申請受理、交付及び相談を行います。	申請受理件数 300件	継続	障害福祉課

<p>1-5 高次脳機能障害者の相談支援の充実</p> <p>【修正】</p>	<p>事故や脳血管障害などにより脳が損傷を受けた結果、高次脳機能障害となり、生活に支障を来す場合があります。</p> <p>東京都は、心身障害者福祉センターを高次脳機能障害者の支援拠点と定め、生活や就労などの相談・支援、区市町村や関係機関への助言・情報提供を行うとともに、地域の関係機関による支援のネットワークづくりを進めています。</p> <p>市は、高次脳機能障害についての情報の提供を行うとともに、相談に適切に対応していきます。</p>	<p>高次脳機能障害と思われる相談を受け、情報提供も行いました。</p> <p>都主催の発達障害に関する研修会に参加しました。</p>	<p>相談支援の充実</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>1-6 難病患者の相談支援の充実</p> <p>【修正】</p>	<p>難病患者医療費助成の申請受理事務に際して、難病についての周辺相談に応じます。</p> <p>在宅療養中の方については、保健所と連携して支援をします。</p> <p>また、難病患者が身近な地域で受けられるサービスの提供について検討します。</p>	<p>申請受理件数 1,048件</p> <p>市は、保健所と連携を図り、相談に対応しました。</p>	<p>継続</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>1-7 発達障害者の相談支援の充実</p> <p>【修正】</p>	<p>発達障害と思われる相談を受け、適切に情報提供を行うとともに、必要に応じて医療機関や障害福祉サービスの利用につなげます。</p> <p>また、東京都発達障害者支援センターとの連携強化、研修参加による支援者のスキルアップを図ります。</p>	<p>発達障害と思われる相談を受け、情報提供も行いました。</p> <p>都主催の発達障害に関する研修会に参加しました。</p>	<p>継続</p>	<p>障害福祉課</p>

2 関係機関のネットワーク構築

障害のある人の地域生活における課題を解決し、ニーズに応えるために、相談支援機関、福祉サービス事業所、医療・教育関係者等のネットワークを重層的に構築することを目指します。
《主な取り組み》

整理番号	内 容	22年度実施状況	26年度目標	担当課
項 目				
2-1 個別支援会議の開催 【新規】	困難ケースへの対応が必要な場合等、随時、関係機関に呼びかけて個別支援会議を開催します。	<参考> 個別支援会議の開催	会議の開催	障害福祉課
2-2 精神保健福祉関係者連絡会等の開催 【新規】	精神障害者への支援は関係機関が情報共有することが必須であるため、関係機関の連絡会議（精神保健福祉関係者連絡会）及び地域生活支援センター、市の二者会、保健所、地域生活支援センター、市の三者会を定期的に開催します。 また、地域自立支援協議会とも連携して精神障害者の支援を推進します。	<参考> 精神保健福祉関係者連絡会、二者会、三者会の開催	会議の開催	障害福祉課
2-3 事業所連絡会の設置・運営 【新規】	障害福祉サービスが適切に提供されるよう、事業種別ごとの連絡会を設置し、サービスの質の向上を図ります。	—	連絡会の開催	障害福祉課
2-4 共同作業所連絡会への支援 【修正】	市内の就労継続支援B型事業所の連絡会（共同作業所連絡会）の作品展示、作品販売のために市役所ロビーを展示・販売場所として提供します。 また、就労継続支援B型事業所等の利用者の工賃アップのための取組みを支援します。	年6回、市役所ロビーにおける作品展等のため会場を提供しました。	作品展の実施 事業所の工賃アップ	障害福祉課

3 権利擁護の推進

障害のある人が自らの権利を適切に行使できるよう、権利擁護事業の利用を推進します。
また、障害者虐待防止対策への取り組みを始めます。

《主な取り組み》

整理番号	内 容	22 年度実施状況	26 年度目標	担当課
項 目				
3-1 地域福祉権利擁護事業 (日常生活自立支援事業)の推進 【継続】	認知症や知的障害、精神障害等により日常生活を営むのに支障がある方に対し、利用者との契約により福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理サービス、書類等の預かりサービスを行い、住み慣れた地域で安心して自立生活が送れるように、社会福祉協議会へ引き続き支援していきます。 <地域福祉計画掲載分を再掲>	社会福祉協議会で実施している地域福祉権利擁護事業に対し補助金を交付しました。 12件の契約後、支援を行いました。	社会福祉協議会への支援 (25年度目標)	福祉推進課
3-2 成年後見制度の利用支援 【継続】	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等が判断能力の低下によって日常生活を送ることが困難となった場合でも、地域で安心して生活が出来るよう、東京都事業の「成年後見制度活用あんしん生活創造事業」に基づき、成年後見制度の利用支援を図っています。 利用支援にあたっては、社会福祉協議会に委託し、専門相談に対応するため、「あんしん東大和」を社会福祉協議会に開設しました。 <地域福祉計画掲載分を再掲>	社会福祉協議会に委託し、成年後見推進機関を運営しました。 市民への周知を図るため、成年後見制度に関する講演会・勉強会・無料相談会を開催しました。 市長申立てに係わる成年後見人等の報酬費用の助成について、要綱を制定しました。	「あんしん東大和」の利用支援、情報提供 (25年度目標)	福祉推進課
3-3 障害者虐待防止対策の実施 【新規】	障害者虐待防止法の施行に伴う同法の規定による市の事務（通報受理、事実確認、一時保護等）を行う体制を整備します。また、障害者虐待防止センター機能の設置、虐待防止のためのネットワーク構築を目指します。	—	虐待防止対策の拡充	障害福祉課

目標2 自立を支えるサービスの充実

障害者自立支援法に基づいた障害福祉サービス等については、障害福祉計画に数値目標等を定めてサービスの充実に努めます。その他のサービスについて充実に努めます。

また、医療費助成、障害者手当の支給等を通して、経済的自立を支援します。

1 介護給付費・訓練等給付費の利用支援

介護給付費・訓練等給付費の給付を受けるために必要な障害程度区分の判定や認定調査を公正に行うしくみづくりをします。また、サービス提供事業所の運営が健全になされるよう、指導・助言及び支援を行います。

《主な取り組み》

整理番号	内 容	22年度実施状況	26年度目標	担当課
項 目				
1-1 障害者自立支援法の制度の周知と利用支援 【修正】	障害のある人の日常生活を支える基本的な制度である障害者自立支援法について、障害のある人、家族及び事業者等に必要な情報の提供を行い、制度の周知と利用支援を行います。 制度の利用に際しては、障害のある人や家族からの相談に応じ、一人ひとりの心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況等を踏まえ、適切なサービスが利用できるよう支援します。	市報、ホームページ、障害福祉課の窓口で制度の周知に努めました。 サービス利用の支援を行いました。	継続	障害福祉課
1-2 審査会の設置と認定調査の実施 【継続】	障害者自立支援法の規定に基づき、障害程度区分の判定を中立・公正かつ専門的な立場で行う障害程度区分判定審査会を設置し、審査判定業務を行います。 判定の根拠となる障害程度区分の認定調査については、専門研修を修了した市職員が行います。	審査会委員数 12人 開催回数 12回 審査件数 90件	継続	障害福祉課
1-3 障害福祉サービスへの苦情対応、事業者への指導 【新規】	事業者に対する苦情に適切に対応できるよう、地域福祉権利擁護事業や東京都に設置されている福祉サービス運営適正化委員会の活用等の周知に努めます。 また、東京都が行う指導検査への立会等を通じて、事業者への指導を実施します。	—	継続	障害福祉課
1-4 福祉サービス第三者評価受審への支援 【修正】	通所介護施設、認可保育所、認知症高齢者グループホームなどへの福祉サービス第三者評価システムについて、これからも広く普及を進め、利用者本位の福祉の実現に努めます。 <地域福祉計画掲載分を再掲> (障害分追記) 日中活動系サービス事業者について、東京都の補助を活用して受審を支援します。	障害者分野については、実績なし	受審の支援	障害福祉課

2 介護給付費（訪問系サービス：居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援）の支給

日常生活を支える訪問系サービスを適正に支給します。また、提供体制の確保に努めます。

《主な取り組み》

整理番号	内 容	22年度実施状況	26年度目標	担当課
項 目				
2-1 居宅介護 【継続】	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。家事援助、身体介護、通院介助、通院等乗降介助のサービス種別があります。障害程度区分1以上の方（障害児はこれに相当する状態）が対象となります。	利用者数 123人 （1月当たり） 利用時間 1,251時間 （1月当たり）	利用者数 163人 利用時間 1,650時間	障害福祉課
2-2 重度訪問介護 【継続】	重度の肢体不自由者であって、常に介護を必要とする方に、自宅での入浴や排せつ、食事などの介護や外出時の移動支援を総合的に行います。原則、障害程度区分4以上の全身性障害者が対象となります。	利用者数 15人 （1月当たり） 利用時間 4,589時間 （1月当たり）	利用者数 19人 利用時間 6,200時間	障害福祉課
2-3 同行援護 【新規】	視覚障害により、移動困難な方に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の外出時に必要な支援を行います。	—	利用者数 20人 利用時間 3,700時間	障害福祉課
2-4 行動援護 【継続】	知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する方に介助や外出時の移動の支援などを行います。障害程度区分3以上で行動障害のある方が対象となります。	利用者数 1人 （1月当たり） 利用時間 10時間 （1月当たり）	利用者数 4人 利用時間 40時間	障害福祉課
2-5 重度障害者等包括支援 【継続】	常時介護を要する障害のある人で特に介護の必要な程度が高いと認められた方に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。障害程度区分6以上で意思疎通が著しく困難である等の方が対象となります。	利用者数 0人 （1月当たり）	利用者数 0人	障害福祉課

3 介護給付費・訓練等給付費（日中活動系サービス：生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所）の支給

日常生活を支える日中活動系サービスを適正に支給します。また提供体制の確保に努めます。

《主な取り組み》

整理番号	内 容	22 年度実施状況	26 年度目標	担当課
項 目				
3-1 生活介護 【継続】	常に介護が必要な人に、おもに日中に施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会を提供します。障害程度区分が区分3以上（入所の場合は区分4以上）又は50歳以上の区分2以上（入所の場合は区分3以上）の方が対象となります。	利用者数 79人 （1月当たり） （内訳） 入所系 33人 通所系 46人 みのり福祉園の生活実習事業は平成22年4月に生活介護に移行しました。	利用者数 126人 （内訳） 入所系 42人 通所系 84人	障害福祉課
3-2 自立訓練 【継続】	○機能訓練…身体障害者を対象に、自立した日常生活ができるよう、一定の期間（標準期間18か月）、身体機能向上のために必要な訓練を行います。 ○生活訓練…知的障害者、精神障害者を対象に、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間（標準期間24か月、長期入所者の場合36か月）、生活能力向上のために必要な訓練を行います。	利用者数 2人 （1月当たり） （内訳） 機能訓練 0人 生活訓練 2人	利用者数 5人 （内訳） 機能訓練 0人 生活訓練 5人	障害福祉課
3-3 就労移行支援 【継続】	一般就労を希望する方に、一定期間（標準期間24か月）、就労に必要な知識や能力を向上させる訓練や、適性にあった職場開拓、職場定着のために必要な支援を行います。	利用者数 8人 （1月当たり）	利用者数 12人	障害福祉課

<p>3-4 就労継続支援</p> <p>【継続】</p>	<p>A型…企業等に就労することが困難な方に、雇用契約に基づき、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。</p> <p>B型…企業等に就労することが困難な方に、雇用契約は結ばず、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。</p>	<p>利用者数 146人 (1月当たり) (内訳) A型 0人 B型 146人</p> <p>小規模作業所等を対象に、新法移行連絡調整会議を開催しました。(3事業所は、平成22年4月に法内サービスへ移行しました。)</p> <p>みのり福祉園の知的障害者通所授産施設は、平成22年4月に就労継続支援B型に移行しました。</p>	<p>利用者数 272人 (内訳) A型 0人 B型 272人</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>3-5 療養介護</p> <p>【継続】</p>	<p>医療を必要とし、常に介護を必要とする方に、昼間、病院等において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行います。</p>	<p>利用者数 1人 (1月当たり)</p>	<p>利用者数 14人</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>3-6 短期入所</p> <p>【継続】</p>	<p>自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。</p>	<p>利用者数 35人 (1月当たり) 利用日数 219日 (1月当たり)</p>	<p>利用者数 42人 利用日数 260日</p>	<p>障害福祉課</p>

4 介護給付費・訓練等給付費（居住系サービス：共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）、施設入所支援）の支給

日常生活を支える居住系サービスを適正に支給します。また、提供体制の確保に努めます。

《主な取り組み》

整理番号	内 容	22 年度実施状況	26 年度目標	担当課
項 目				
4-1 共同生活援助（グループホーム） 【継続】	就労等の日中活動をしている方に、主として夜間、共同生活を行う住居において、相談、食事提供等の日常生活上の世話をを行います。	利用者数 17 人 （1 月当たり） （内訳） 知的障害者 6 人 精神障害者 11 人	利用者数 21 人 （内訳） 知的障害者 8 人 精神障害者 13 人	障害福祉課
4-2 共同生活介護（ケアホーム） 【継続】	生活介護等の日中活動をしている方に、主として夜間、共同生活を行う住居において、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	利用者数 40 人 （1 月当たり） （内訳） 知的障害者 40 人 精神障害者 0 人	利用者数 55 人 （内訳） 知的障害者 55 人 精神障害者 0 人	障害福祉課
4-3 施設入所支援 【継続】	施設に入所する方に、入浴や排せつ、食事の介護等を行います。	利用者数 32 人 （1 月当たり）	利用者数 42 人	障害福祉課

5 相談支援給付費の支給

障害のある人が適切に障害福祉サービスを利用できるよう、サービス利用計画案の作成等を行うための相談支援給付費（計画相談支援）を支給します。また、施設入所者等が円滑に地域移行できるよう、必要に応じて相談支援給付費（地域移行支援、地域定着支援）を支給します。

《主な取り組み》

整理番号	内 容	22 年度実施状況	26 年度目標	担当課
項 目				
5-1 計画相談支援 【修正】	<p>障害福祉サービスの支給決定を受ける場合または変更する場合に、サービス利用計画案を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い計画の見直しを行います。</p> <p>障害者自立支援法改正により、平成24年度から平成26年度の3か年で全障害福祉サービス利用者に、対象を拡大することとされています。</p>	利用者数 0人 (1月当たり)	利用者数 109人	障害福祉課
5-2 地域移行支援 【新規】	施設入所者または精神科病院に入院している方が地域移行をするために、住居の確保、事業所への同行等の支援を行います。	—	利用者数 4人	障害福祉課
5-3 地域定着支援 【新規】	居宅で単身等の地域生活が不安定な障害のある人に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態に訪問等をして支援を行う。	—	利用者数 9人	障害福祉課

6 地域生活支援事業の実施

障害のある人が、自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、障害者自立支援法に基づいた「東大和市地域生活支援事業」を実施します。

法により必須とされている「相談支援事業」「成年後見制度利用支援事業」「コミュニケーション支援事業」「日常生活用具給付等事業」「移動支援事業」「地域活動支援センター事業」に加え、「訪問入浴サービス事業」「更生訓練費給付事業」「就職支度金給付事業」「日中一時支援事業」「自動車運転免許取得費助成事業」「自動車改造費助成事業」「住宅設備改善事業」を行います。

地域生活支援事業と自立支援給付のサービスは、障害者の地域生活での自立と社会参加を支援する上で両輪となるものです。市では、今後も様々なニーズを踏まえ、必要なサービスの実施を検討していきます。

《主な取り組み》

整理番号	内 容	22 年度実施状況	26 年度目標	担当課
項 目				
6-1 相談支援事業の実施 【継続】	○福祉サービス及び社会資源の利用に関する相談・助言・紹介、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のための援助、地域自立支援協議会の運営等を行います。 ○対象者：障害のある人、障害のある児童の保護者又は障害のある人の介護を行う者等	精神障害者地域生活支援センターにおいて相談支援を行いました。 延利用者数 4,916 人	実施箇所数 1 箇所	障害福祉課
6-2 基幹相談支援センターの設置 【新規】	○地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、身体・知的・精神障害者の相談支援に関する業務を総合的に行う基幹相談支援センターの設置について検討します。	—	検討	障害福祉課
6-3 地域自立支援協議会の設置・運営 【修正】	○地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う場として市が設置します。 ○構成メンバー：相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、障害者関係団体、学識経験者等	委員数 15 人 開催回数 3 回	継続	障害福祉課
6-4 市町村相談支援機能強化事業 【継続】	○専門的な相談支援等を要する困難ケースの援助を行うことなどを目的に、社会福祉士、精神保健福祉士等専門的職員を配置し相談機能強化を図ります。	精神障害者地域生活支援センターにおいて相談支援を行いました。 延利用者数 4,916 人	実施箇所数 1 箇所	障害福祉課

6-5 住宅入居等支援事業 【継続】	○不動産業者に対する物件斡旋依頼、家主等との入居契約の支援、居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整等を行います。 ○対象者：民間賃貸住宅への入居を希望する障害のある人で保証人がいない等の理由により入居が困難な方。	未実施	検討	障害福祉課
6-6 成年後見制度利用支援事業（市長申立て） 【継続】	○成年後見制度の申立てに要する費用（鑑定費用、登記手数料、後見人の報酬の全部又は一部）を助成します。 ○対象者：知的障害者福祉法第28条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2に基づく手続きを要する方	審判請求手続き 1件	助成 1件 市長申立て以外の者への助成を検討。	障害福祉課
6-7-1 コミュニケーション支援事業（手話通訳者等の派遣） 【継続】	○手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行います。 ○対象者：聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害のある人	派遣回数（年間） 手話通訳者 160回 要約筆記者 4回 実利用者数 手話通訳 16人 要約筆記 3人	実利用者数 手話通訳 18人 要約筆記 6人	障害福祉課
6-7-2 コミュニケーション支援事業（点訳、音訳事業） 【継続】	○視覚障害のため情報取得に困難な障害のある人に対し、音声に吹き替えた市報・こうみんかんだよりを希望者に配付します。 ○対象者：視覚障害者	実利用者数 市報 20人 こうみんかんだより 4人	実利用者数 28人	秘書広報課 中央公民館
6-7-3 コミュニケーション支援事業（手話通訳者設置事業） 【修正】	○公共施設等に手話通訳者を設置します。 ○対象者：聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある方 平成23年4月から、市役所庁舎内に設置しました。毎週金曜日の午前9時から午後5時まで。	—	延利用者数（年間） 160人	障害福祉課
6-7-4 コミュニケーション支援事業（奉仕員養成研修事業） 【継続】	一般市民を対象とした手話講習会を実施し、ボランティアの育成と手話技術の向上を図ります。 また、手話通訳者（手話奉仕員）養成講座を実施します。	手話通訳奉仕員登録者数 10人	手話通訳奉仕員登録者数 16人 養成講座実施の検討	障害福祉課

<p>6-8 日常生活用具給付等事業</p> <p>【継続】</p>	<p>○障害のある人が日常生活を容易にするための日常生活用具を購入した場合に、その用具の購入に要する費用を支給します。</p> <p>○対象者：東大和市障害者地域生活支援事業規則に定める障害のある人</p>	<p>給付件数 (年間)</p> <p>1,935 件</p>	<p>給付件数</p> <p>2,198 件</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>6-9 移動支援事業</p> <p>【修正】</p>	<p>○屋外での移動が困難な障害のある人が、社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際に介護者を派遣して移動を支援します。</p> <p>○対象者：屋外の単独移動が困難な知的障害者又は精神障害者、視覚障害者(同行援護の対象者は除く)及び補装具費の支給対象となった車いすを利用する1級及び2級の身体障害者</p>	<p>利用者数 127人 (1月当たり)</p> <p>利用時間数 1,307時間 (1月当たり)</p>	<p>利用者数 130人 利用時間数 1,300時間</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>6-10 地域活動支援センター事業</p> <p>【継続】</p>	<p>基礎的事業として、創作的活動、生産活動の機会の提供等、社会との交流促進の支援を行う事業を実施します。</p> <p>また、基礎的事業に加え、地域活動支援センターI型では、専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障害に対する理解促進の啓発事業等を実施します。</p> <p>地域活動支援センターII型では、地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練等のサービスを実施します。</p>	<p>I型 実利用者数 123人 延利用者数 8,164人</p> <p>II型 実利用者数 59人 延利用者数 1,216人</p>	<p>I型 実施箇所数 1箇所 実利用者数 146人</p> <p>II型 実施箇所数 1箇所 実利用者数 75人</p>	<p>障害福祉課 みのり福祉園</p>
<p>6-11 訪問入浴サービス事業</p> <p>【継続】</p>	<p>○入浴困難な在宅の重度障害者に対して、週1回入浴巡回車を派遣し、組立式浴槽による入浴のサービスを実施します。</p> <p>○対象者：身体障害者手帳1、2級及び愛の手帳1、2度の入浴困難な在宅の障害のある人</p>	<p>利用者数 17人 (1月当たり)</p>	<p>利用者数 21人</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>6-12 更生訓練費給付事業</p> <p>【継続】</p>	<p>○施設に入所又は通所している障害のある人で、社会復帰のための訓練を受けている者に対しその訓練を効果的に受けられるよう必要な経費に充てるための金銭を給付します。</p> <p>○対象者：就労移行支援又は自立訓練を受けている者、旧法施設で更生訓練を受けている身体障害者及び身体障害者福祉法に基づく措置で障害者施設等で更生訓練を受けている者で生活保護世帯に属する者</p>	<p>給付者数 0人 (1月当たり)</p>	<p>給付者数 2人</p>	<p>障害福祉課</p>

<p>6-13 就職支度金給付事業</p> <p>【継続】</p>	<p>○施設に入所又は通所している障害のある人が、就職等により施設を退所する場合に就職支度金を給付します。</p> <p>○対象者：就労移行支援又は就労継続支援を受けている身体障害者及び身体障害者福祉法に基づく措置で障害者施設等で更生訓練を受けている者</p>	<p>給付者数 (年間) 0人</p>	<p>給付者数 5人</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>6-14 日中一時支援事業</p> <p>【継続】</p>	<p>○障害のある人に対し事業者の施設等において日中一時的に排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の援助を行います。</p> <p>○対象者：学齢児以上の障害のある人</p>	<p>実施箇所数 6箇所 利用者数 17人 (1月当たり)</p>	<p>実施箇所数 8箇所 利用者数 24人</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>6-15 自動車運転免許取得費の助成事業</p> <p>【継続】</p>	<p>○自動車運転免許を取得する障害のある人に対して、運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。</p> <p>○対象者：身体障害者手帳3級以上（内部障害4級以上、下肢、体幹障害5級以上）の者または愛の手帳所持者で適正試験に合格している者で所得制限内のもの。</p>	<p>助成者数 (年間) 1人</p>	<p>助成者数 3人</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>6-16 自動車改造費の助成事業</p> <p>【継続】</p>	<p>○自己の所有する自動車の操向装置及び駆動装置の改造が必要な障害のある人に対し、自動車の改造に要する費用の一部を助成します。</p> <p>○対象者：上肢、下肢、体幹に係る障害を有する身体障害者で、1級又は2級の方</p>	<p>助成者数 (年間) 2人</p>	<p>助成者数 4人</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>6-17 住宅設備改善費の給付</p> <p>【継続】</p>	<p>○重度の身体障害者が日常生活の利便を図るため、その居住する家屋の住宅設備を改善した場合に、改善に要する費用を限度額内において助成する。</p> <p>○対象者： ①中規模改修：学齢児以上65歳未満の下肢又は体幹に係る障害が2級以上の者及び補装具費の支給対象となった車椅子を利用している内部障害者 ②屋内移動設備設置：学齢児以上で、上肢、下肢又は体幹に係る障害が1級以上の者で歩行ができない状態にあるもの及び補装具費の支給対象となった車椅子を利用している内部障害者</p>	<p>給付件数 (年間) 0件</p>	<p>給付件数 5件</p>	<p>障害福祉課</p>

7 児童福祉法に基づく給付費の支給

障害児支援の強化を図るため、平成24年4月の法改正により、障害のある児童を対象とした施設や事業の根拠法令が児童福祉法に一本化されました。障害種別ごとに分かれていた施設は、通所・入所の利用形態別に一元化され、地域の障害のある児童やその家族の支援にも対応する児童発達支援等のサービスも創設されました。

通所や在宅のサービスについては、市が支給するとされたため、サービスを適正に支給するとともに、提供体制の確保に努めます。

《主な取り組み》

整理番号	内 容	22年度実施状況	26年度目標	担当課
項 目				
7-1 児童発達支援 【新規】	障害のある児童に対し、施設において、日常生活の基本動作の指導や集団生活への適応訓練を提供します。	<参考> 児童デイサービス 利用者数 3人 (1月当たり)	継続	障害福祉課
7-2 医療型児童発達支援 【新規】	医療的なケアが必要な障害のある児童に対し、施設において、日常生活の基本動作の指導や集団生活への適応訓練を提供します。	—	継続	障害福祉課
7-3 放課後等デイサービス 【新規】	学校通学中の障害のある児童に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力の向上のために必要な訓練や創作的活動、地域交流の機会の提供等を行います。	<参考> 2団体が地域デイグループ事業を補助により実施。	地域デイグループから移行	障害福祉課
7-4 障害児相談支援 【新規】	障害児通所支援を利用する障害のある児童に対し、サービスの支給決定を受ける場合または変更する場合に、サービス利用計画案を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い計画の見直しを行います。	—	継続	障害福祉課

8 在宅障害者支援事業の実施

障害のある人が、地域で自分らしく豊かに生活することができるよう日常生活を支援します。

《主な取り組み》

整理番号	内 容	22 年度実施状況	26 年度目標	担当課
項 目				
8-1 重度脳性麻痺者介護事業 【継続】	在宅の重度脳性麻痺者に対して、介護人が、家事援助、身体介護、移動支援などの援助を行います。	利用者数 10 人	継続	障害福祉課
8-2 福祉タクシー事業 【継続】	○市と契約した福祉タクシーを利用することができる利用券（500円）を、月5枚を単位として交付します。 ※ガソリン費助成との併給は不可。 ○対象者：上肢・聴覚障害2級以上、視覚・下肢・体幹・内部障害3級以上の身体障害者手帳または3度以上の愛の手帳の交付を受けた方	助成対象者数 818 人 助成枚数 32,643 枚 NPO 法人の福祉有償運送も利用可能とするための検討を行いました。	継続	障害福祉課
8-3 ガソリン費助成事業 【継続】	○日常生活のために所有する自動車等に給油をしたガソリン費の一部を助成します。 ※福祉タクシーとの併給は不可 ○対象者：上肢・聴覚障害2級以上、視覚・下肢・体幹・内部障害3級以上の身体障害者手帳または3度以上の愛の手帳の交付を受けた方で自動車を所有する方または、当該障害者のために使用する自動車の所有者で、障害者と生計を一にする方	助成対象者数 705 人	継続	障害福祉課
8-4 電話料助成事業 【継続】	○コミュニケーション及び緊急連絡を目的に電話料（基本料金と通話料300円まで）を助成します。 ○対象者：18歳以上で聴覚障害者または2級以上の身体障害者手帳の交付を受けた方で、外出困難な方	利用者数 貸与 7 人 助成 12 人	継続	障害福祉課
8-5 寝具乾燥等事業 【継続】	○乾燥は、原則1人につき月1回乾燥車により、水洗いは、原則1人につき年2回集配により実施します。 ○対象者：障害者単身世帯または障害者夫婦を含む世帯（子どもが成人している場合を除く）で、1級～3級（「聴覚または平衡機能の障害」、「音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害」を除く）の身体障害者手帳または1度～3度の愛の手帳の交付を受けている方で、寝具の自然乾燥が困難な方	寝具乾燥 5 世帯 寝具水洗 3 世帯	継続	障害福祉課

<p>8-6 家具転倒防止器具取付事業</p> <p>【継続】</p>	<p>○家具転倒防止器具の取付をすることにより、障害者の生命・財産を地震災害から守ります。</p> <p>○対象者：2級以上の身体障害者手帳または愛の手帳の交付を受けた方のみの世帯</p>	<p>取付世帯数 3世帯</p>	<p>継続</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>8-7 おむつ支給事業</p> <p>【継続】</p>	<p>○紙おむつ（1か月当たり45枚以内）を支給します。尿とり用パットを希望する方には、1日当たり2枚以内で支給します。</p> <p>○対象者：2級以上の身体障害者手帳または2度以上の愛の手帳の交付を受けた方（3歳以上65歳未満）が、在宅で常時おむつを着用する必要がある場合</p>	<p>利用者数 40人</p>	<p>継続</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>8-8 緊急通報システム事業</p> <p>【継続】</p>	<p>○ひとり暮らし等の重度身体障害者等の緊急時における安全確保のため、緊急通報システムを給付し、速やかな通報等を行います。</p> <p>○対象者：18歳以上のひとり暮らし等の2級以上の身体障害者手帳の交付を受けた方、難病にり患している18歳以上のひとり暮らし等の方。</p>	<p>設置世帯数 2世帯</p>	<p>継続</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>8-9 火災安全システム事業</p> <p>【継続】</p>	<p>○ひとり暮らし等の重度身体障害者等の火災における緊急時の安全確保のため、火災安全システムを給付し、速やかな通報等を行います。</p> <p>○対象者：緊急通報システム利用者で18歳以上のひとり暮らし等の2級以上の身体障害者手帳の交付を受けた方。</p>	<p>設置世帯数 1世帯</p>	<p>継続</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>8-10 食事サービス事業</p> <p>【継続】</p>	<p>○年末年始を除く毎日の昼食を利用者の希望に応じて届けます。</p> <p>○対象者：2級以上の身体障害者手帳、2度以上の愛の手帳及び2級以上の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で構成される買い物や炊事が困難と思われる世帯、若しくは上記の者と65歳以上の身体的、精神的機能低下等のある方で構成される買い物や炊事が困難と思われる世帯</p>	<p>利用者数 8人 配食数 1,266食</p> <p>平成22年度から、毎日配食としました。</p>	<p>継続</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>8-11 福祉車両貸出事業</p> <p>【継続】</p>	<p>身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方または65歳以上の高齢者の方に、市が所有する福祉車両を貸し出します。</p> <p>※燃料費、有料道路料金等、車両の運行に直接必要となる費用は、利用者負担。</p>	<p>延利用者数 74人</p>	<p>継続</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>8-12 のぞみ集会所運営事業</p> <p>【継続】</p>	<p>障害のある人の福祉の増進を図るため、集会所を設置し障害のある人またはその家族等の利用に供します。</p>	<p>利用回数 (年間) 46回</p>	<p>継続</p>	<p>障害福祉課</p>

<p>8-13 身体障害者補助 犬の貸与事業</p> <p>【継続】</p>	<p>都内におおむね1年以上居住している身体障害者で、世帯全体の所得課税額の月平均額が77,000円未満であり、社会活動への参加に効果があると東京都が認めた方に、補助犬を無償で給付します。</p> <p>○視覚障害（1級）…盲導犬 ○肢体不自由（1・2級）…介助犬 ○聴覚障害（2級）…聴導犬</p>	<p>進達者数 0人</p>	<p>継続</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>8-14 都営交通無料乗 車券の発行</p> <p>【継続】</p>	<p>身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方が、都営交通を利用する際に無料で乗車できる無料乗車券を発行します。</p>	<p>発行件数 身体・知的他 407件 精神 69件</p>	<p>継続</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>8-15 地域ダイグループ事業運営費等補助</p> <p>【修正】</p>	<p>在宅の心身障害者(児)の自立の促進を図るため、創作活動等の事業を実施する団体に補助金を交付します。</p>	<p>2団体2施設に補助金を交付しました。</p>	<p>平成25年3月までに新体系へ移行</p>	<p>障害福祉課</p>

9 医療費助成・補装具費の給付・在宅医療サービスの実施

障害のある人に対し、心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために提供される必要な医療費や補装具費の給付等を行います。

《主な取り組み》

整理番号 項目	内 容	22 年度実施状況	26 年度目標	担当課
9-1 自立支援医療 (更生医療) 給 付費の給付 【継続】	障害の除去または軽減が見込まれるなど、当該障害に対して確実な治療効果が期待される医療にかかる費用の一部を公費で負担します。	給付者数 36 人	継続	障害福祉課
9-2 自立支援医療 (育成医療) の 申請受理 【継続】	身体に障害のある児童が、早い時期に治療を始め、将来生活していくために必要な能力を得るために必要な手術等の医療費等の一部を公費で負担します。	申請受理件数 18 件	継続	障害福祉課
9-3 自立支援医療 (精神通院) の 申請受理 【継続】	精神障害及び当該精神障害に起因して生じた病態に対して通院医療費の一部を公費で負担します。	申請受理件数 1,618 件	継続	障害福祉課
9-4 心身障害者(児) 医療費助成 【継続】	2 級以上 (ただし、内部障害は 3 級以上) の身体障害者手帳または 2 度以上の愛の手帳の交付を受けた方に医療保険の本人負担分を一部助成します。(65 歳以上の新規申請を除く。) 東京都制度	受給者数 831 人	継続	障害福祉課
9-5 難病等医療費助 成の申請受理 【継続】	難病等医療費助成の対象疾病に罹患し、認定基準を満たしていると認定した方に、その治療にかかる医療費等の一部を公費で負担します。	申請受理件数 1,048 件	継続	障害福祉課
9-6 小児精神障害者 入院医療費助成 の申請受理 【継続】	精神疾患のため精神科病床で入院治療を必要とする 18 歳未満の児童(入院治療を継続している場合のみ、20 歳の誕生日の末日まで)を対象に、入院医療費を助成します。	申請受理件数 6 件	継続	障害福祉課

<p>9-7 補装具費の給付</p> <p>【継続】</p>	<p>身体障害者（児）の障害部位を補い、またはその代替をして身体障害者（児）の日常生活、職業活動等を容易にし、自立を図る補装具の購入と修理の費用を支給します。</p> <p>○視覚障害者：盲人安全杖、眼鏡、義眼 ○聴覚障害者：補聴器 ○肢体不自由者：義肢、装具、車いす、電動車いす、歩行補助杖、座位保持いす等 ○意思伝達困難な重度障害者：重度障害者用意思伝達装置</p>	<p>給付件数</p> <p>成人 182件 児童 87件</p>	<p>継続</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>9-8 障害者の歯科診療の実施</p> <p>【継続】</p>	<p>在宅医療サービスを充実させるため、歯科医師会と協力し、障害者等が身近な地域で歯科医療が受けられ、また、専門医療機関への紹介を行う歯科医療連携推進事業の定着を図っていきます。</p>	<p>歯科医療連携推進会議を実施しました。</p> <p>歯科医療連携推進事業において訪問歯科診療の事例検討会を実施しました。</p> <p>在宅訪問歯科診療を充実させるため、事業のPRに努めました。</p> <p>思いっきり歯科相談を実施しました。</p> <p>「健康のつどい」にて事業のPRを行いました。</p>	<p>継続</p>	<p>健康課</p>

10 手当等の支給

国及び東京都では、在宅の重度障害者への援護の一環として、次のような手当等を支給しています。

手当等名称	所管	対象者等及び手当等額
特別児童扶養手当	国	20歳未満の、身体障害者手帳1～3級程度、愛の手帳1～3度程度、またはこれらと同等の疾病や精神に障害のある児童を養育している方 重度：月額50,400円、中度：月額33,570円
障害児福祉手当	国	20歳未満で、身体障害者手帳1級及び2級の一部、愛の手帳おおむね1度、またはこれらと同等の疾病や精神に障害のある児童 月額14,280円
児童育成手当（障害）	都	20歳未満の、身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1～3度程度、脳性まひまたは進行性筋萎縮症の児童を養育している方 月額15,500円
特別障害者手当	国	20歳以上で、身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度で重複障害の方、またはこれらと同等の疾病や精神に障害のある方で常時介護を必要とする方 月額26,260円
心身障害者福祉手当	都	20歳以上で、身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1～3度程度、脳性まひまたは進行性筋萎縮症の方 ※65歳以上で新規に手帳取得・障害更新した方は除く。 月額15,500円
重度心身障害者手当	都	65歳未満で、重度の知的障害、重度の身体障害、重度の障害が重複する方で常時複雑な介護を必要とする方 月額60,000円
心身障害者扶養共済	国	加入資格：障害者の保護者（都内に住所があること、65歳未満であること、保険契約の対象となることができること） 障害者の範囲：①知的障害者、②身体障害者（1～3級）、精神または身体に永続的な障害を有し①②と障害の程度が同程度の方 年金月額：20,000円（口数追加加入者は40,000円）

市では、国・東京都制度の手当等とは別に、市制度の手当を次のとおり支給し、在宅生活を支援します。

また、被爆者健康手帳を所持している方に見舞金を支給します。

《主な取り組み》

整理番号	内 容	22 年度実施状況	26 年度目標	担当課
項 目				
10-1 心身障害児 福祉手当 【継続】	20歳未満の、身体障害者手帳1～4級程度、愛の手帳1～4度程度の障害のある児童を養育している方に手当を支給します。 月額6,100円	受給者数 191人	継続	障害福祉課
10-2 心身障害者 福祉手当 【継続】	20歳以上で、身体障害者手帳3～4級程度、愛の手帳4度程度の方に手当を支給します。 ※65歳以上で新規に手帳取得・障害更新した方は除く。 月額6,100円	受給者数 642人	継続	障害福祉課
10-3 難病患者福 祉手当 【継続】	東京都難病患者医療費助成を受けている方及び難病医療費助成の対象疾病にかかり小児慢性疾患医療費助成を受けている方に手当を支給します。 ※65歳以上の新規申請は除く。 月額5,100円	受給者数 356人	継続	障害福祉課
10-4 原爆被爆者 見舞金 【継続】	被爆者健康手帳を所持している方に見舞金を支給します。	受給者数 40人	継続	障害福祉課

目標3 ライフステージに対応した支援の充実

障害の早期発見、幼児期や学齢期に必要な支援、就労、地域生活など、障害のある人の年齢に応じてさまざまな課題があります。それらの課題に応えるために、行政をはじめとした地域の関係機関が連携し、ライフステージに対応した一貫した支援を実施するよう努めます。また、障害のある人の学習機会を保障し、社会参加のための支援を行います。

1 保育・療育・教育の充実

障害のある児童に対する保育・療育、特別支援教育及び学童保育の充実を図ります。また発達障害児・者の支援体制の構築に努めます。

一貫した支援を行うため、各関係機関の連携を図ります。

《主な取り組み》

整理番号	内 容	22年度実施状況	26年度目標	担当課
項 目				
1-1 発達障害の早期発見と支援	母子保健法に基づく健康診査及び学校保健安全法に基づく就学児健康診断を行うに当たって、発達障害の早期の発見に努めます。	適宜、情報提供を行いました。 ・各種乳幼児健診・相談事業を実施し発達障害の早期発見に努めました。 ・フォロー体制を充実するため発達健診及びフォローグループを紹介しました。 発達健診回数 11回 受診児延数 247人 健診時フォローグループ紹介 1歳6か月健診後 42人 3歳健診後 27人 ・情報交換について母子保健から学校保健への継続支援については、保護者の了解を得て行っています。 ・都主催の研修に参加しました。	継続	健康課

【修正】		就学時健康診断を行う際、発達障害児を早期に発見するため、就学時健診保健調査票に該当項目を設けています。また、簡単な行動面の検査を行い、発達障害の早期発見に努めています。		学校教育課
1-2 障害のある児童の保育 【継続】	全保育園で集団保育が可能な障害のある児童の保育を実施します。	全保育園で実施しました。	継続	保育課
1-3 障害のある児童の療育事業 【継続】	やまとあけぼの学園において、発達につまずきのある就学前の児童に対し、自立を助長するために必要な指導及び訓練を実施します。	やまとあけぼの学園における障害児の療育を継続して実施しました。	継続	保育課
1-4 障害のある児童の学童保育 【継続】	学童保育所において、障害のある児童の受け入れを実施します。 概ね愛の手帳4度または身体障害者手帳5～6級の児童に対し、第6学年まで保育を行います。	5施設で15人を受け入れました。	1 学童保育所 当たり4人	青少年課
1-5 就学相談の充実 【修正】	就学時健診時に「就学支援シート」を配布し、入学を予定している児童の教育的ニーズの把握に努めます。 また、臨床心理士等の資格を有している巡回相談員及び巡回指導員を配置し、支援が必要な児童・生徒の行動観察や心理検査等を通して、児童・生徒の適正な就学に努めます。	就学時健診時に「就学支援シート」を小学校入学予定者全員に配付し、提出を希望する保護者が幼稚園や保育園などの就学前機関の協力を得て作成し、入学予定の学校に提出してもらいました。その結果、就学前に支援が必要なお子さんの教育的ニーズを把握することができ、保護者と就学前機関と学校との相談支援体制の構築に努めました。	継続	学校教育課

<p>1-6 特別支援教育の推進</p> <p>【新規】</p>	<p>特別な支援が必要な子どもの教育ニーズを把握し、通常の学級における支援及び特別支援学級（固定制・通級制）で適切な指導や支援を行います。また、都立特別支援学校との連携を図り、特別支援教育に関する理解啓発の推進に努めます。</p>	<p><参考> 特別支援学級での適切な指導及び支援の実施</p>	<p>継続</p>	<p>学校教育課</p>
<p>1-7 都立特別支援学校との連携強化</p> <p>【新規】</p>	<p>都立特別支援学校に在学中の保護者や教師との懇談等を通して、就学期の障害のある児童の支援が適切に行われるよう努めます。また、高校卒業時には、進路に係る個別支援会議等を通して卒後の生活が円滑に送れるよう支援します。</p>	<p><参考> 個別支援会議への出席</p>	<p>継続</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>1-8 障害のある子どもの支援体制の構築</p> <p>【新規】</p>	<p>障害（発達障害を含む）のある子どもの乳幼児期から学校卒業後の円滑かつ継続的な支援を行うため、教育、保健、医療、福祉、労働等の機関の連携による相談・支援体制の構築をめざします。</p>	<p>—</p>	<p>相談・支援体制の構築の検討</p>	<p>健康課 学校教育課 障害福祉課 子育て支援課 保育課</p>

2 就労の支援

障害のある人の一般就労の機会を拡大し、経済的に自立した生活を支援します。

《主な取り組み》

整理番号	内 容	22 年度実施状況	26 年度目標	担当課
項 目				
2-1 障害者就労支援事業の充実 【新規】	障害者の一般就労の機会を拡大するとともに、障害者が安心して働き続けることができるよう、身近な地域で就労面・生活面の支援を一体的に行います。	—	一般就労者 9人	障害福祉課
2-2 市役所内実習、職場体験実習 【新規】	一般就労に向けて就労訓練の一環として市役所内で実習をする場を設けます。また、企業での職場体験実習が行えるよう市内・近隣の企業に協力を要請します。	—	実施	障害福祉課
2-3 就労支援機関等との連携強化 【修正】	東京都や多摩地区の障害者就労支援連絡会に参加し、他の就労支援機関等との連携を強化します。また、就労継続支援・就労移行支援事業者と連携し福祉就労から一般就労への移行を促します。	東京都障害者就労支援関係機関意見交換会、多摩地区障害者就労支援事業連絡会に参加しました。	継続	障害福祉課

3 生涯学習と社会参加の支援

障害のある人の学習・スポーツ・レクリエーション等の機会を設けるとともにその社会参加を支援します。

《主な取り組み》

整理番号	内 容	22 年度実施状況	26 年度目標	担当課
項 目				
3-1 学習機会の保障 【継続】	障害のある人の自発的な学習活動の支援を、その基本的な方針及び各種施策などを総合的に体系化した生涯学習推進計画のもとに進めていきます。	出前講座を各所管課で実施している中で、障害福祉課による『障害福祉サービスについて』を1回開催(33人参加)しました。	継続	社会教育課
3-2 障害者青年教室の開催 【新規】	障害のある人の学習機会を保障するために、障害者青年教室を定期的で開催します。	<参考> 障がい者青年教室～青年ビートクラブ及び日曜コースを開催	継続	中央公民館
3-3 障害者向け図書館サービス 【新規】	視覚障害者向け(対面朗読、録音・点字図書、大活字本等)サービスや資料の宅配サービスの充実に努めます。	<参考> 視覚障害者向けサービス及び資料宅配サービスを実施	継続	中央図書館
3-4 スポーツ・レクリエーション活動の充実 【修正】	障害のある人が参加できるスポーツ教室やレクリエーションの機会の拡充を図るとともに、自主的なスポーツ・レクリエーション活動への相談・支援体制の充実に努めます。 ・ノーマライゼーション推進を目的のひとつとする「子どもと大人のあそび体験塾」を開催(青少年課) ・スポーツ開放事業の中で障害者スポーツを取り上げる。(社会教育課)	「子どもと大人のあそび体験塾」を平成23年3月19日に実施する予定でしたが、東日本大震災の影響で中止としました。 —	事業の実施	青少年課 社会教育課

目標4 共に生きる地域づくり

障害のある人、障害のない人が分け隔てなく共に生きていくためには、障害のある人や障害に対する偏見や差別、社会的障壁（バリア）をなくす必要があります。そのため、障害のある人や障害についての理解と認識を深めるため各種啓発活動の推進、障害特性に配慮したバリアフリー化、障害のある人にとって安全・安心なまちづくりに取り組みます。

1 障害者理解の推進

住民誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会の理念の普及を図ると共に、障害者理解を促進し、障害のある人への配慮等について、啓発・広報活動を推進します。

《主な取り組み》

整理番号	内 容	22年度実施状況	26年度目標	担当課
項 目				
1-1 障害者週間の周知 及び取り組み 【修正】	障害者週間の趣旨について市報等で周知するとともに、それに合わせて障害のある人や障害についての理解を深める取り組みを実施します。	市報に掲載しました。	市報掲載以外の取組実施	障害福祉課
1-2 障害者理解のための啓発活動 【修正】	障害のある人や障害について理解を深めるためのリーフレットの発行や催しの開催に取り組みます。	補助犬に関するリーフレットを配布しました。	催しの実施	障害福祉課
1-3 精神保健福祉普及運動の周知 【新規】	精神保健福祉普及運動について市報等で周知する。	<参考> 市ホームページで周知しました。 (23年度)	継続	障害福祉課
1-4 精神保健講演会の実施 【継続】	市民の心の健康づくり、精神障害者への理解促進や協力体制の推進のため、当事者、家族、市民等を対象に講演会を実施します。	精神障害者地域生活支援センターで年3回実施しました。	継続	障害福祉課

<p>1-5 地域交流事業の充実</p> <p>【継続】</p>	<p>障害者に対する市民の相互理解・相互交流を深めるため、「みのり福祉園」や「やまとあけぼの学園」では各種行事への市民参加の拡充を図っていきます。</p> <p>また、高齢者や障害者にかかる民間施設での市民参加の機会の拡充を奨励していきます。</p> <p><地域福祉計画掲載分を再掲></p>	<p>やまとあけぼの学園では、引き続き「あけぼの祭り」などを通して市民参加の充実を図った。</p>	<p>行事への市民参加の拡充 民間施設への奨励 (25年度目標)</p>	<p>保育課</p>
		<p>高齢者や障害者にかかる民間施設の事業について、市民への周知を図った。</p>		<p>福祉推進課</p>
		<p>みのり福祉園主催の行事については、地域の青少対等の参加により実施した。また、福祉祭等の行事に参加した。</p>		<p>みのり福祉園</p>

2 障害特性に配慮したバリアフリー化の推進

視覚障害者や聴覚障害者に対する情報のバリアフリー化など、障害のある人の障害特性に配慮したバリアフリー化を推進します。

《主な取り組み》

整理番号	内 容	22 年度実施状況	26 年度目標	担当課
項 目				
2-1 視覚障害者への情報提供の充実 【修正】	視覚障害者に対する文字情報のバリアフリー化を図るため、音声コード付きまたはダイジー方式によるパンフレットの作成を検討します。	職員や障害福祉サービス事業者を対象に、SPコードに関する研修を実施しました。	視覚障害者向け障害福祉サービスパンフレットの作成	障害福祉課
2-2 市主催事業等への手話通訳者の設置 【新規】	各課で主催する市民向け事業、傍聴できる審議会等に、必要に応じて手話通訳者を設置するよう努めます。	<参考> 4課8事業で実施。 市民生活課 みのみ福祉園 健康課 中央公民館	拡充	各課
2-3 選挙等における配慮 【新規】	選挙等において障害のある人が円滑に投票できるよう、投票所の施設や設備の整備等に努めます。	<参考> 参議院選挙 ①点字器の用意 ②「筆記用枠」(弱視の方のため)の用意 ③代理投票制度の徹底 ④視覚障害をお持ちの方の場内誘導の徹底 ⑤車いすの配備 ⑥車いすの方の介助等の徹底 ⑦スロープの設置(小学校体育館)	継続	選挙管理委員会

3 安全・安心なまちづくり

障害のある人が安全に安心して生活し、社会参加できるように、障害に配慮したまちづくりを推進するとともに、防犯・防災対策を推進します。

《主な取り組み》

整理番号	内 容	22 年度実施状況	26 年度目標	担当課
項 目				
3-1 公共建築物 および公園・道路などの公共施設の整備	すべての人々にとって安全で利用しやすいものとするために、公共建築物や公園・道路などの公共施設を整備・改善していきます。 また、障害者や高齢者が気軽に外出できるようガイドブックを作成します。 <地域福祉計画掲載分を再掲>	庁舎自動ドアを安全に使用できるように、新調及び広域センサーの設置を行った。	高齢者や障害者などに配慮した公共施設の整備 ガイドブックの作成 (25年度目標)	総務管財課
		ガイドブックの作成については未実施。		福祉推進課
		公共施設等の整備について福祉のまちづくり条例の基準に適合するように相談及び指導を行った。		都市計画課
		東京都の補助金を活用して市道第396号線の歩道段差改良工事で11箇所の歩道のバリアフリー化を図った。		土木課
		バリアフリー化を図るような施設改修がなかった。		建築課
【継続】				
3-2 都営住宅建替え整備に関する要請	都営住宅の建替えに際し、障害者に配慮した住宅の整備を要請し、障害者用住宅の確保を図ります。	都営住宅の建替事業にあたり、バリアフリー化等を要請しました。	継続	都市計画課
【継続】				

<p>3-3 移送サービスの整備</p> <p>【継続】</p>	<p>NPO法人などが移動制約者のために有償で移送サービスを行うためには、「多摩地域福祉有償運送運営協議会」での合意を経て、国土交通省運輸支局へ登録申請が必要なことから、申請の相談や受付の支援に努めます。</p> <p>活動団体の支援については、情報の提供を行うとともに、東京都補助の活用を図っていきます。</p> <p><地域福祉計画掲載分を再掲></p>	<p>・多摩地域福祉有償運送運営協議会に加盟し、更新登録の審議を行った。</p> <p>協議成立 2 件</p> <p>・ホームページ等を用いて移送サービスの情報提供を行った。</p> <p>・地域福祉推進事業補助金を活用し、移送サービスを行う NPO 団体に対して補助金を交付した。</p> <p>補助団体数 3 団体</p>	<p>相談・受付の支援、情報提供、都補助の活用</p>	<p>福祉推進課</p>
<p>3-4 消費者被害などの防止の推進</p> <p>【継続】</p>	<p>高齢者や障害者に、悪質商法による訪問販売や契約などのトラブルに関する情報を提供し、消費者被害の防止に努めています。</p> <p>また、高齢者を狙った振り込め詐欺についても、被害の防止に努めます。</p> <p><地域福祉計画掲載分を再掲></p>	<p>警視庁等から送付されたチラシを窓口で配布し周知を図った。</p> <p>また、自治会長会議に警察署員、消防署員が出席する際の調整を行い、防犯知識の周知に協力した。</p> <p>①消費者相談 ②消費者講座 ③消費者見学会 ④消費者展 ⑤多重債務相談 ⑥その他</p>	<p>情報提供 (25 年度目標)</p>	<p>防災安全課</p> <p>市民生活課</p>
<p>3-5 防災対策の推進</p>	<p>災害時における高齢者や障害者などの安全を確保するため、避難行動マニュアルの策定を検討します。</p> <p>また、災害時における社会福祉協議会、民生委員・児童委員や地域包括支援センターなどの関係機関の協力体制づくりに努めます。</p> <p>さらに、市単独では把握できない各関係機関が持つ情報と市の把握している情報を共有化できるように努めます。</p> <p><地域福祉計画掲載分を再掲></p>	<p>災害時要援護者連絡会議を開催し、主たる担当課を決定した。また、災害時要援護者検討委員会委員として参画し、災害時要援護者避難支援プラン全体計画の素案作成等について協力した。</p>	<p>マニュアルの検討 (25 年度目標)</p>	<p>防災安全課</p>

【継続】		<p>民生委員・児童委員協議会の災害時一人も見逃さない運動に協力した。</p> <p>また、災害時要援護者対策として、東大和市災害時要援護者避難支援プラン全体計画の素案を作成した。</p>		福祉推進課
------	--	--	--	-------